○衆議院比例代表選出議員選挙東京都選挙区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月三十日　衆議院比例代表選出議員選挙東京都選挙区選挙長　門山　泰明

場　所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
中央合同庁舎第二号館五階　選挙部会議室

日　時　令和八年二月六日　午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙北陸信越選挙区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月三十日　衆議院比例代表選出議員選挙北陸信越選挙区選挙長　城島　光力

場　所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
中央合同庁舎第二号館五階　選挙部会議室

日　時　令和八年二月六日　午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙東海選挙区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月三十日　衆議院比例代表選出議員選挙東海選挙区選挙長　城島　光力

場　所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
中央合同庁舎第二号館五階　選挙部会議室

日　時　令和八年二月六日　午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月三十日　衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区選挙長　佐々木信夫

場　所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
中央合同庁舎第二号館五階　選挙部会議室

日　時　令和八年二月六日　午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月三十日　衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区選挙長　佐々木信夫

場　所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
中央合同庁舎第二号館五階　選挙部会議室

日　時　令和八年二月六日　午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙四国選挙区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月三十日　衆議院比例代表選出議員選挙四国選挙区選挙長　魚住裕一郎

場　所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
中央合同庁舎第二号館五階　選挙部会議室

日　時　令和八年二月六日　午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月三十日　衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区選挙長　魚住裕一郎

場　所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
中央合同庁舎第二号館五階　選挙部会議室

日　時　令和八年二月六日　午後二時

○厚生労働省告示第十六号

平成十六年厚生労働省告示第二百二十七号をもって告示した次世代育成支援対策推進センターから、次世代育成支援対策推進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第百二十二号）第十六条第一項の規定により、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第二十条第二項に規定する業務を行う主たる事務所の所在地を変更する旨の届出があったので告示する。

令和八年一月三十日　厚生労働大臣　上野賢一郎

名称	変更前の主たる事務所の所在地	変更後の主たる事務所の所在地	変更の日
大分県経営者協会	大分県大分市中央町二丁目九番二十七号	大分県大分市金池町二丁目三番四号	令和元年十二月二十一日

○厚生労働省告示第十七号

次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第二十条第一項の規定に基づく次世代育成支援対策推進センターとしての指定を、次の団体について、令和八年一月三十日付けで取り消したので、告示する。

令和八年一月三十日　厚生労働大臣　上野賢一郎

名称	主たる事務所の所在地
北海道商工会連合会	北海道札幌市中央区北一条西七丁目一番地
一般社団法人静岡県経営者協会	静岡県静岡市葵区追手町十番三百三号
徳島県中小企業団体中央会	徳島県徳島市南末広町五番八―八号
大分県経営者協会	大分県大分市金池町二丁目三番四号